



藤副大臣が来られているので。

思い切つてこの六十年償還を前倒したらどうですか。個人でも、家のローンを前倒せば償還費は圧縮できますよ。いかがでしょうか。

○伊藤副大臣 震災当時のことも古本先生の方がよく御存じのとおりだと思いますし、今御質問の中でほとんど答えもおつしやつておられると思いますが、改めて答弁申し上げます。

この大震災のときの復興事業については、質問の中でお触りいただいたとおり、时限的な措置として復興特別税を導入し、つなぎとして復興債を発行するなどして事業を行いました。

他方、現在 新型コロナ感染症の対応のために編成した一次、二次補正予算 必要な歳入のほぼ全額を国債で賄っております。これは、これも質問の中でお触りいただいたとおり、この影響が日本全国に及び、かつ、その影響が長期間にわたり、今も全ての国民が対応を余儀なくされているという状況を踏まえての対応だというふうに我々も理解をしております。

いずれにせよ、日下、感染拡大の防止、経済の再生、そして財政の再建という三点を念頭に、現状の危機を乗り越えて、次の世代に未来をつないでいくことが我々の責任であります。当面の目標でありますブライマリーバランスの二〇二五年度黒字化目標の達成はもちろんですけれども、歳出歳入両面の改善に不斷の取組を続けていきたいと思います。

そして、先生の御質問にありました六十年償還ペールの見直し、これも非常に財政にとって大きな投げかけでございますので、また慎重に検討を重ねさせていただきたいと存じます。

○古本委員 ゼひ果断に取り組んでいただきたいと思います。東日本は二十五年で償還しますから。

これはコロナが、大臣、今、きのうのニュースを見ていても胸が痛いんですけれども、就職活動をされている学生の皆さんというのは、たった一年違いで、今、天と地獄に、就活が追いやられて

いるわけであります、各企業が採用を軒並み絞り込んでいますので。

そういう意味では、ぜひ、就活生に対するいろいろなエールとか、企業、関係団体との接点も大臣も多いと思うので、なかなかリスクオンする環境に企業はないんでしょうけれども、雇用というか、新規就活しているみんなの応援というのはぜひお願いしたいなということを強く要望、提案するわけであります。

そういう困っている就活生もいる中で、コロナ連帯税なんていことはなかなかしないんかいと思いますよ。でも、それはなぜ言うかというと、多分これはすぐに終わらないからなんですよ。ずっと続くからこそ安定財源を確保すべきじゃないか。そして、お金を借りたのならできるだけ早期に償還した方が公債費を圧縮できるということを強く問題提起するわけであります。

総務省も来ていただいているが、これは長年問題提起していますけれども、前年の所得で住民税が課税される。これはこの場でも申し上げましたけれども、前年から所得が落ちた人、例えば議席を失った議員とか、これほど大切な負担になると

いたことが我々の責任であります。当面の目標でありますブライマリーバランスの二〇二五年度黒字化目標の達成はもちろんですけれども、歳出歳入両面の改善に不斷の取組を続けていきたいと

思いますが、まずは、日下、感染拡大の防止、経済の再生、そして財政の再建という三点を念頭に、現状の危機を乗り越えて、次の世代に未来をつないでいくことが我々の責任であります。当面の目標でありますブライマリーバランスの二〇二五年度黒字化目標の達成はもちろんですけれども、歳出歳入両面の改善に不斷の取組を続けていきたいと

てください。

○川窓政府参考人 お答え申し上げます。

さまざま課題もございますことから、引き続き丁寧に議論、検討を続けてまいりたいと考えております。

○古本委員 ありがとうございます。

ぜひこれは検討を続けていただきたいし、与党の先生方がおられるので、その気になれば現年課題提起すると思うので、やっていただきたいな

思います。

それが無理なら、落選して落ちた人はまあ僕らですからおいておいで、退職した人が退職金の中から住民税を払っているという現実を考えた

ら、あるいはコロナによって所得が落ちた人が苦労しているということを考えたら、时限で減免を考えていいんじゃないかなという気はいたします。これは主税局長に問題提起します。

もう時間が来ましたけれども、触れてだけ終わります。

デジタル化が進んで行政文書が電子化されていくと、実は私は大きなエアポケットが生じるんじゃないかなと強い懸念を持つております。それは、例えば請負契約、ゼネコンが施工主さんとの請負契約を結んだら、例えば五十億以上の工事で五千六十万円の印紙を張ります。これは、電子化された文書なら印紙税は要らないという理解ですか。

すけれども、正しいですか。

ちょっと委員長、お許しいただいていいですか。

○越智委員長 時間が経過しておりますので。

○古本委員 じゃ、一瞬だけ。事実関係、正しい

かですね。と同時に、役所の負担というこ

とも、せっかくデジタル化するとおつしやつて

いるんだから、源徴義務者が、企業の人事、経理の皆

様の負荷が上がるということも事前に聞いていま

す、聞いていますので、できないという理由はも

うないと思っているんですけれども。

○古本委員 ありがとうございました。

もうデジタルの時代ですから、データの問題はな

いですね。と同時に、役所の負担というこ

とも、せっかくデジタル化するとおつしやつて

いるので、検討する気があるかどうかだけ教えて

か非課税文書で、有印文書というか紙は課税だと

いうのは既に不公平が生じているので、こっちに合わさべきだ、つまりきちんと課税すべきだと思います。

今後、行政文書が電子化されていく中で、貴重な印紙税収が欠損しないようにぜひ研究していただこう問題提起して、終わります。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

新型コロナウイルス感染症対策について質問い合わせます。

対策関連費なんですが、一次補正と二次補正を合わせまして、約五十七兆四千億円ということです。さらに、菅総理大臣は三次補正の予算案の策定を指示したと報道されています。

これだけの規模の予算を組んでいたながら、残念なことに、消費税減税は一切盛り込まれておません。今回のコロナ禍で、多くの国が消費税減税を既に実施しております。資料を配付いたしますので、ごらんいただけますか。

資料の一は、ドイツにおける付加価値税の时限的減税措置の概要です。半年間で、標準課税を一九%から一六%に、軽減税率は七%から五%に、財政への影響は二・四兆円及ぶわけですが、これらを景気刺激策のパッケージとして、时限的な税率の引下げを行っております。

裏をござんください。資料の二ですが、オーストリアにおける付加価値税の时限的減税措置の概要、これも半年間でありますが一〇%から五%に減税しておりますし、表の六と書いてあるところ、イギリスにおける付加価値税の时限的減税措置の概要、これも約半年間であります。標準税率二〇%を五%に引き下げるということを既に行っています。イギリスの減税につきましては、リシ・スナク財務大臣が七月八日の議会演説で、十五万人以上の事業者及び全国の消費者に利益をもたらすものであり、二百四十万人の雇用を守ることにつながる、消費税の时限的減税の効果

をこう述べておられます。

補正予算を策定する過程で、消費税減税の導入について我が国では一切検討をしてこなかったのはなぜでしょうか。麻生財務大臣に質問いたしました。

○麻生國務大臣 消費税につきましては、もう御存じのよう、この急速な高齢化、少子高齢化というものを考えた場合に、社会保障の給付というものが最も大きな予算の中の比率を占めているのは御存じだと思います。かれこれ四割、先ほどどなたかの資料にもありました。その中で、国民が広く受益をいたします社会保障というものの費用はあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源としてこれが位置づけられたというのが経緯です。少子高齢化、もちろんの方がふえて払うの方方が減つてくるという状態で、どのようにしてやれる計算になつていてのだから。私どもの計算では、この消費税というのは極めて大きな要素を占めるものだ、私どもはそう思つております。

○清水委員 将来的な社会保障財源につきましては、また今後議論したいというふうに思つておられます。この急速な高齢化、少子高齢化とともに、社会保障の給付というものが最も大きな予算の中の比率を占めているのが御存じだと思います。かれこれ四割、先ほどどなたかの資料にもありました。その中で、国民が広く受益をいたします社会保障といふうの費用はあらゆる世代が広く公平に分かち合うという

もさまざまです。しかし、各國が、このコロナの不況から抜け出す有効な手段として時限的な消費

税の引下げを位置づけているということは、やはり景気後退期に入つて、このままでは倒産件数はふえ、多くの人が経済的に追い込まれ、自殺者もふえてしまう可能性がある、こう答えておられました。

ある衆議院議員は、毎日新聞のインタビューにこう答えました。昨年十月は、消費税増税をすべきタイミングではなかつたと認めざるを得ない。景気後退期に入つて、上のコロナ禍だ。まさにダブルパンチであり、このままでは倒産件数はいま二兆八千億円規模、消費税率で約5%分に相当しております。これをやせさせていただきました。持続化給付金、これも総額五兆二千億円やあります。特別定額給付金といふようなものを全国一齊にやりましたけれども、その二

イギリスは二〇%だと思うんですね。私の記憶で、それから、ちょっと違つていたら、あなたの紙を見ていないのでわからんだけれども、日本より一〇%高いという、まず大前提を忘れぬで置いておきます。間違いないでしょう。

別の衆議院議員もこう言つています。コロナ対策としてではなく、日本の経済を立て直すために消費税減税が必要だ。消費税減税は全ての国民にあまねく届く。消費税率をゼロ%にすれば商品を事実上一割値引きすることになるので、一番効果がある。しかも、消費税は所得の低い人ほど負担に感じるという逆進性がある。裏を返せば、税率を下げれば、所得の低い人ほど恩恵があると述べました。

前者は当委員会の委員でもある城内実衆議院議員、後者は安藤裕衆議院議員、いずれも自民党所属の衆議院議員であります。一昔前は、消費税を下げると共産党が民商かといふうに言われたものですが、今や自民党から共産党に至るまで、このコロナのもとで消費税の減税が有効だと

○清水委員 安藤議員は、六十人を超える自民党議員の賛同を取りまとめたと言つてゐるんですよ。全国商工団体連合会の調べでは、自民党議員百人以上が、税率の幅とか期限はそれぞれですけれども、消費税減税の必要性を訴えているんですからね。

これはやはり事実をよく知つていただきたいことと、それから、税率の違いをおつしやいまして。しかし、日本の場合はほほほとんどの品目に消費税がかかるわけで、生活必需品や教育費にかかるなど、諸外国と一律に語るといふことはできません。しかしながら、日本の場合はほほほとんどの品目に

これが今紹介した各國の例、これはコロナ対策と國民からの要望も高く、与党議員からもこれだけ声が上がつてゐる消費税の減税について、財務省はなぜ、国民の暮らしを守るために効果であるとか、あるいは経済的な効果について検討をすらしないのか。これだけやはり国民の生活や日本経済への今ダメージがあるわけですから、コロナで、これを立て直すために、消費税減税、これを検討するべきだと思うんですが、なぜ排除するんですか。財務省に聞きたい。

○麻生國務大臣 今言われました例、ドイツの消

うんですね。

二八

それから、先ほどドイツの話もしましたけれども、メルケル首相は、付加価値税、日本の消費税

ですが、消費者全員にかかる税であり、その減税は社会的公正さを保つものだ、こうも発言しているわけです。先ほど十万円のお話がありましたが、たしか麻生大臣は、あれは貯蓄で十万たまつただけとかいうふうにおっしゃつていたよ

うな記憶があるんですけども、その二イツでもやつていてます、後でも触れますけれども。その上で、二十カ国で消費税を減税していることがあります。特別定額給付金といふようなものも、私は強く求めたいというふうに思います。

なぜかといいますと、やはり企業の倒産や派遣切りなどで、今多くの雇用が奪われています。低所得層での困窮が一層激しくなつてきています。GOTOトラベルとかGOTオートというのは、お金があつたり時間があつたりする人は利用することができるかもしれませんけれども、そうでない人もたくさんいらっしゃるわけですね。

その点、消費税の減税というのは、例えば食料品などの生活必需品、これの税込み価格を下げるわけですから、全ての階層に恩恵が生じるわけですね。民主青年同盟なんかが学生向けにいわゆる食料支援なんかをやりましたら、それこそ多くの学生が殺到するというわけですよ。そういう点で

は、やはり食料品も含めて引き下げていくということがどれだけ効果があるかということを財務省は真剣に考えるべきです。

例えば、麻生大臣、八%の軽減税率を半年間ゼロにするのであれば、約一兆円の財源でできます。八%への減税を、一〇%を八%にするのであれば、半年間で二・三兆円でできます。五%への減税、一律五%にするのであれば、半年間で六・五兆でできるわけです。これは予備費の残額でもできる金額なんですよ。もつと言ひますと、きよ

いるということをよくつかんでいただきたいと思

確かに、国ごとに税率が異なるわけで、仕組み

補正は三十兆から四十兆だ、こういうふうに景気のいい話をしているわけじゃないですか。

消費の底上げの、生活の下支えの観点から、消費税減税もコロナ対策の景気対策として検討するに値するんじゃないですか。いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 先ほども申し上げましたように、一度の補正予算とかコロナ予備費の活用等々を通じて、雇用維持とか業務の継続とか国民生活の下支えに努めているところがありまして、まずこれらを着実かつ迅速に執行に努めていくことが何よりも重要だと考えております。

また、消費税につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うということで、社会保障の財源として位置づけられておりるものだと思っております。

したがいまして、昨年の消費税率の引上げは、保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うということで、社会保障の財源として位置づけられておりるものだと思っております。

また、消費税につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。国民が広く受益する社会

あつた場合、一年間の納税猶予を延滞税なしで認めるというものです。

現在までの適用状況について国税庁にお伺いし

たい。それから、納税猶予制度の特例を適用した件数についても教えてください。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の特例猶予の適用でございます。九月三十日まで全体で約七千八百億円、うち消費税及び地方消費税は約四千八百億円となつております。

まして、全体の約六一%ということをございます。

それから、適用件数につきましては、トータルでは二十万件余りでございますが、ちょっとと、税額ごとにほつてございませんので、控えたいと思います。

○清水委員 今、国税庁から答弁がありましたよ

うに、これは所得税も含めて七千八百億円余り納税猶予の特例を活用している。そのうち消費税が四千七百億円余りで、金税自のうちの六割なんですよ。

ですから、全部の件数が二十万件といふに言われましたけれども、その多くが、こ

うに消費税が納められなかつた、この特例の猶予制度を利用しているということですね。新型コロナが拡大するもと、緊急事態宣言が発出され、外出の自粛や休業要請により多くの事業者が納税困難に陥っているということは、今言われた数字を確

認してもよくわかることだと思うんです。

来年の申告なんですね、問題は、来年の申告。

赤字の場合は所得税や法人税は払わなくていいです、ゼロでいいということになります。そういう

ことがあります。しかし、消費税の納税はそうは

ながります。新型コロナウイルス感染症の影響に

ながります。新型コロナウイルス感染症の影響に

より納税が困難な事業者に対し、納税の猶予制度に特例が設けられました。ことし二月一日以降、前年同月比の収入に対しおおむね二〇%の減少が

し乗り切れるかどうかわからないという中小企業が多い中、全ての事業者が二年分とともに消費税を払えるというふうに認識しているんでしようか。財務省、いかがでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナの影響に鑑みまして講じましたこの納税猶予の特例でございますが、こちらは無担保かつ延滞税なしで一年間納税を猶予するということで、通常の納税猶予制度の特例として、担保の点と延滞税の点での特例を設けたものでございま

す。

この特例による猶予期間が満了した際に二年分納めなければいけないのか、というところでございませんが、これにつきましては、この特例とは別

に、既存の猶予制度に基づく分割納付が可能でございりますので、要件を満たした場合ということにはございますが、必ずしも御指摘のような場合には

ならないというふうに考えております。

○清水委員 既存の納税猶予制度に切りかえる、あるいはそれを活用せよとの答弁だったと思う

のですが、ただ、たくさんの資料提出が必要なんですが、職員も大変忙しい繁忙期である納税時期に、確

定申告時に、ことしの、だから来年の分です

よ、払えないという申請書類をたくさんそろえな

ければならない。これはお互い大変だと思うんで

す。

簡易な資料の提出で済む、それが今のが特例制度の一つの特徴でもあるわけですから、やはりそう

いう点ではこの特例制度の延長も必要だと思うん

ですが、書類の提出の件についてはいかがですか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

今般のこの特例制度を検討する際に、並行

いたしまして、運用上の対応として、書類の提出

等についても、実務的に難しい状態にある納税者の方々に対しては、例えば口頭での説明で可とす

る等の弾力的な運用を国税庁において行つてきて

いるというふうに承知をいたしております。

○清水委員 この問題で麻生大臣に一問お伺いしたいと思います。

先ほど私が紹介した自民党の安藤裕衆議院議員はこうも言つているんですね。消費税は、消費者から企業が税を預かって国に納める預かり税だと言わることがあるが、実際には中小企業は消費

税分を転嫁し切れていらない、税率が上がれば上がるほど利益を削つてかぶつているのが実情だ、消費税を下げることは中小企業にとっても恩恵となる。やはり中小企業が、しかも消費税に苦しめられて、いるということを告発している、安藤議員は税理士でもありますから、多くの中小企業の実情をよく御存じなんでしょう。

それで、麻生大臣に訴えたいのは、一年分の消費税の滞納を抱えてしまうというようなことに陥ったときには、納税の展望も失い、せっかく持続化給付金など家賃支援給付金、あるいは制度融資、こういうものを得て一旦は落ちつくことができたけれども、もうそこで鳥慣れ倒産、諦め廃業に追い込まれるというような状況になりかねません。消費税の滞納問題が、私は中小企業の倒産の引き金になるよう思えて仕方がありません。ぜひ、納税猶予の特例措置の延長など、納税が必要だと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 今、住澤、参考の方からお答えをさせていただきたいということだと思っていま

すが、いわゆるコロナの影響によって事業者の収入が減つておると、ということを踏まえて、先ほど申し上げましたように、無担保とか無利子とか納税猶予とかいろいろな特例をさせていただきま

たが、それ以外にも、触れられませんでしだけれども、給付金とか助成金とか実質無利子無担保での融資等々もありましたでしょう。そういった事

業者に対するさまざま支援助措置が講じられていましたのはよく御存じのとおりなんだと思います、

御存じかどくか知りませんけれども、そなんだ

それで、先ほど、この特例による猶予期間終了後においても更に納付が厳しいという方もおられます。既存の猶予制度に基づいて、今はそういう制度がありますから、分割納付していただくということも可能になつておりますので、いずれにいたしましても、納税をしていただけに当たりましては、個々いろいろ、事業、業種、地域等々、いろいろ問題が場所によつて違いますから、そういうものも考えて適切に対応するということだと存じます。

○清水委員　ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。

○コロナがまだ継続しているもとで、いかに自営業者を支援するかということについてお伺いします。

この間、持続化給付金、これは大変事業者の皆さんに喜ばれている支援であります。その実績と効果についてどのように評価しているか、経済産業省にお伺いしたいと思います。

○佐藤大臣政務官　お答え申し上げます。

持続化給付金は、戦後最大とも言える危機の中で、外出自粛等により売上上がりゼロになるようなとりわけ厳しい経営状況にある事業者の皆様の事業継続を支援するために、使途に制限のない現金化を給付する、前例のない思い切った対策でございました。

実績でありますけれども、十一月十七日時点でお約三百九十七万件の申請を受け付けておりまして、そのうち約三百七十七万件、約四兆九千二百三十億円をお届けしたところでござります。まずは、引き続き、必要な方に迅速に給付すべく全力を挙げておるところでございます。

現在執行中の事業でありますので、評価については予断を持つてお答えするのは困難でありますけれども、例えば、倒産件数は例年と比べても低い水準にあるなど、事業継続のために一定の成果を上げているものと承知をしております。

その上で、固定費負担を始め、事業者が直面す

これらの支援策を通じて、引き続き、事業者の皆様の事業の継続、再開をしっかりと支援してまいります。

○清水委員 一定効果があつたということだと思います。

ただ、今、札幌市では、御承知のとおり、警戒レベルが引き上がり、外出の自粛、往来の自粛、また、自営業者には時短要請などが出されていまます。第一波のときのような、今言われた持続化給付金のような、中小企業の固定費を支援する、これは第二弾について考える必要があると思うんですが、経産省、いかがでしようか。

○佐藤大臣政務官 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、既に多層的な対策を講じているということでありまして、まずは現行の対策を活用いただきたいと考えておりますけれども、今後につきましては、今先生から御指摘がありましたような、引き続き、内外における感染症の状況や経済の動向などを注意深く見きわめていきたいと考えております。

○清水委員 それでは私は間に合わないと思うんですね。持続化給付金は一定効果があつたとということですが、先ほども申し上げましたように、それがもう枯渇してきてる。例えば夏でコロナが収束していくればそこは耐えることができたかもしれないが、今現在第三波が押し寄せているという状況ですので、私は、やはり持続化給付金の第二弾についても検討するべきだと思います。

それから、家賃支援給付金についてもちよつと一つ質問したいと思うんですね。

六十八万件の申請件数に対し給付件数が約四十八万件ということで、まだ二十万件も事業者への家賃支援給付金が給付されていないということ

は、私は問題だと思っております。  
いまだ給付されていない方で、この方は大阪市  
でパーを経営されている方なんですが、契約上の  
貸し主、賃貸人が亡くなりまして、その後、相続  
人らが係争中のため、管理会社が代理で家賃の受け取りや物件管理を行つてきました。申請様式書には、管理会社から理由記入や説明等をしてもらつて、八月十二日に家賃支援給付金の申請を行つた。ところが、なかなか振り込まれない。三ヵ月たつた十一月九日に、何と事務局から電話が入りました。そこで、なつかか振り込まれない。弁護士が代理人と言われたというんですね。弁護士が代理人とつており、直接連絡もとれない。ほかの同様のケースでは、管理会社の説明だけで給付されるものもある。  
改めて、これも経産省に確認したいと思うんですが、契約上の貸し主が死亡した場合、なお相続人が確定していないケースでは、管理会社が賃貸人、いわゆる貸し主の代理人として様式に署名した場合でも、申請は認められるのですよね。  
○村上政府参考人　お答え申し上げます。  
御指摘のよう、賃貸借契約書が自動継続で、かつ、契約書の賃貸人が既に死亡していて相続人が確定していない場合も含め、賃貸契約書において管理会社が明記されているのであれば、管理会社が代理人として署名又は記名押印をいただいた所定の様式を提出いただくことで、申請は可能でございます。もし何かあれば、御連絡をいただだければと思います。  
○清水委員　可能だということが確認されまし  
た。  
審査する事務局によつて対応が変わるというのはやはり困りますので、ぜひ運用の徹底を求めるといつています。  
この家賃支援給付金は、事務所や店舗の家賃に加え、駐車場や倉庫の賃料についても認められることがあります。  
ところが、ここでも問題が発生しております。  
岸和田市で飲食店を営んでいる方なんですが

Digitized by srujanika@gmail.com

十九日以降に家賃支援給付金事務局のコールセンターにお問合せをいただければ幸いでござります。

○清水委員 ありがとうございました。

そのような柔軟な対応をしていただけたというふうに思っています。

今申し上げたケースも、事務局が注意深く確認すれば正確に申請できたものだというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に訴えたいのは、ことしに入つて、コロナ関連倒産、七百件近くなっています。八割が六ヵ月連続で前年同月比売上減ということです。三次補正を待たず、やはり予備費の活用などが必要だと思っています。GDPが回復したといつても、コロナ前の水準を下回り、消費税を一〇%に増税した後の水準より更に悪化しています。

消費税の減税、持続化給付金の再支給、経営の苦しい中小企業については納税を免除するなど、思い切った支援策の実現が必要です。このことを政府に求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○越智委員長 次回は、来る二十四日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会